

平成 28 年度
喜多方市外部評価委員会
報 告 書

平成 28 年 12 月

喜多方市外部評価委員会

喜多方市外部評価委員会報告書

本報告書は、平成28年11月17日、12月12日及び12月14日の3回にわたる委員会での議論を踏まえ、その結果を市長に報告するものです。

委員会では、喜多方市の事務事業の必要性、妥当性、有効性などについて行政外部の客観的な視点から評価を行いました。

継続的な事務事業の進展を図るため、引き続き、計画、実行、評価、改善といったPDCAサイクルの観点による見直しや、社会経済情勢の変化、多様な市民ニーズに適時的確に対応できる効果性の高い評価システムの確立が求められます。

今後とも、厳しい財政状況の中で、市政が抱える緊急・重要な課題に、迅速・的確に対応できる質の高い持続可能な行政経営に努めてください。

平成28年12月14日

喜多方市長 山口 信也 様

喜多方市外部評価委員会

委員長 奥本 英樹

副委員長 長嶋 理一郎

委員 一ノ瀬 美枝

目 次

No.	実施内容	評価結果	担当部課
1	【No. 142】 ・ 児童遊具を設置する行政区への支援	改善 (継続)	保健福祉部 こども課
2	【No. 533】 ・ 都市公園の維持管理と整備	継続	建設部 建設課
3	【No. 556】 ・ バス運行に対する財政支援	改善	市民部 生活防災課
4	【No. 302】 ・ 第7回きたかた喜楽里博の実施	継続	産業部 観光交流課
5	【No. 373】 ・ 「喜多方市の歴史再発見事業」 文化財シンポジウムの開催	改善	教育部 文化課
6	【No. 327、328】 ・ 塩川町上江行政区集会施設整備 ・ 芦平行政区集会施設整備	継続	総務部 総務課

外部評価調書 (No. 1)

実施施策名		児童の健全な遊び場の確保と健康の増進						
実施内容名		【No. 142】 ・児童遊具を設置する行政区への支援						
担当部課名		保健福祉部 こども課						
評価 の 視 点	①事業の必要性 社会環境や、市民ニーズなどに対応しているかどうか。	●現行の事業は、行政区への新設を目的とした補助制度であるが、本来遊具を利用する子どもの数の減少や遊具の老朽化に伴う施設の維持管理の負担増の問題などの社会状況から、今後は施設の修繕や遊具撤去のニーズも高まることが予想されるため、市民ニーズの変化への柔軟な対応が必要である。						
	②事業の妥当性 事務事業の目的、対象、手段等が妥当かどうか。	●地域における子育て環境の整備推進を図る当該事業の目的は妥当であるが、設置後、安全対策も含めた維持管理を行政区が行うことを鑑みると、新設時の費用負担は検討すべきであると考え。 ●今後は、市民ニーズを踏まえて新設だけでなく、施設の修繕や維持管理及び撤去に関する部分への対応も検討すべきである。						
	③事業の有効性 事務事業の成果などから、住民福祉の向上などに効果的か。	●従来実施してきた集会所やお寺、神社等の共有地への遊具設置は、身近なこどもの遊び場として、地域における子育て力の向上へ一定程度の効果は認められるが、現在の子育て世代のニーズ等を踏まえると、今後市がこどもの遊び場を整備する場合には、行政区への設置というよりは大きな遊具等を有する都市公園としての整備も視野に入れ、総合的に検討すべきである。						
	④総合評価 ①～③を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント。	●児童遊具新設に対する補助については現行のとおり残しつつ、市民ニーズ及び社会状況を踏まえた上で、用途を柔軟に対応させるよう、一部改善をしたうえで継続を認める。						
施策の方向性		拡充	継続	縮小	改善	統合	廃止	休止

外部評価調書（No.2）

実施施策名		都市公園の維持管理と整備					
実施内容名		【No. 533】 ・都市公園の維持管理と整備					
担当部課名		建設部 建設課					
評価の視点	①事業の必要性 社会環境や、市民ニーズなどに対応しているかどうか。	●現時点においては、各公園の利用状況調査が行われていないため、地区住民の利用頻度や公園利用者のニーズ等が把握されていない状況であるが、利用状況調査を実施することで、より市民ニーズを反映した都市公園の整備が可能となり、維持管理業務の見直しによるコストの削減も見込めることから、利用状況に関する調査の実施を求める。					
	②事業の妥当性 事務事業の目的、対象、手段等が妥当かどうか。	●本事業は、地域住民へ快適な公園環境を提供し、災害時にも対応する緑地活用を含め、市街地に安全安心な環境空間を創造するという観点からすれば、事業の必要性、妥当性は適当であると判断される。 ●現在、実施されている維持管理については、サポート協定を結ぶ団体により一定の業務内容で実施されているが、今後については各公園の利用状況を把握することで、公園ごとに、より適切な維持管理業務が可能となり、コストの改善も見込めることから、状況調査を反映した維持管理業務の改善を求める。					
	③事業の有効性 事務事業の成果などから、住民福祉の向上などに効果的か。	●都市公園を整備することは、市街地への潤いや生活の安らぎがもたらされ、併せて防災対策への機能も補完されることは理解できるが、その公園の持つ機能や効果を十分に生かすためには、各公園の利用者のニーズ及び利用状況、更には少子高齢化など今後予想される課題等への対応も含めた整備計画の検討が必要である。					
	④総合評価 ①～③を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント。	●利用頻度と現状を踏まえつつ、業者選定や入札など調達方法に係る検討も含め、コストの改善について更なる努力を望むものとする。また、利用促進等の視点も踏まえて、状況調査等により市民ニーズを把握しながら、地域住民がより快適に過ごせる場所としての都市公園が整備促進されるよう、今後の整備計画に盛り込むことを望むものとする。以上の点を踏まえ、継続と認める。					
施策の方向性	拡充	継続	縮小	改善	統合	廃止	休止

外部評価調書（No. 3）

実施施策名		バス運行の支援及び予約型乗合交通の導入						
実施内容名		【No. 556】 ・バス運行に対する財政支援						
担当部課名		市民部 生活防災課						
評 価 の 視 点	①事業の必要性 社会環境や、市民ニーズなどに対応しているかどうか。	<p>●市民の日常生活に必要な交通手段を確保するという観点からみれば、当該事業の必要性は理解できるが、現在、市が行っているバス運行に伴う公共交通システムは、人口減少による利用者数の問題や交通環境の高度変化、利用目的の変化など、現在の本市を取り巻く社会環境や情勢を踏まえると、市民ニーズや利用実態に適応しにくい非効率的な実施方法であると判断される。</p>						
	②事業の妥当性 事務事業の目的、対象、手段等が妥当かどうか。	<p>●成果指標に掲げるカバー率や利用者数は、現在市の公共交通システムの現状からすると、あまり意味のない数値となっている。利用者を増やすという数の論理ではなく、利用したい時にきちんと利用できる状況にあるかどうかが大変であり、より効果的なやり方が重要である。</p> <p>●現在の運行事業者への赤字補填に対する補助という方法により、市民の公共交通の利便性が向上すると考えることは非常に困難である。運行事業者への協力要請だけでは、公共交通システムの抜本的改善は見込まれない。実態に即した、より効率的な公共交通システムを構築するためには、実態調査を実施し、現状分析を行い、交通インフラの整備とまちづくりの方向性を併せて総合的に検討する必要がある。</p>						
	③事業の有効性 事務事業の成果などから、住民福祉の向上などに効果的か。	<p>●将来の恒久的な公共交通システム、つまり地域にあった交通手段を構築するためには、市のまちづくりのビジョンと密接に係わってくることから、市の上位施策とのすり合わせ及び実態調査を踏まえた上で、関係諸団体と協議を行い、より効果的な公共交通システムの構築を望むものとする。</p> <p style="text-align: center;">将来的には統合を見据え、現状“改善”と認める。</p>						
	④総合評価 ①～③を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント。	<p>●将来の恒久的な公共交通システム、つまり地域にあった交通手段を構築するためには、市のまちづくりのビジョンと密接に係わってくることから、市の上位施策とのすり合わせ及び実態調査を踏まえた上で、関係諸団体と協議を行い、より効果的な公共交通システムの構築を望むものとする。</p> <p style="text-align: center;">将来的には統合を見据え、現状“改善”と認める。</p>						
施策の方向性		拡充	継続	縮小	改善	統合	廃止	休止

外部評価調書 (No. 4)

実施施策名		地域の観光資源を有効活用した着地型観光の推進						
実施内容名		【No. 302】 ・ 第7回きたかた喜楽里博の実施						
担当部課名		産業部 観光交流課						
評 価 の 視 点	①事業の必要性 社会環境や、市民ニーズなどに対応しているかどうか。	●地域住民が、地元の観光資源を有効活用しながら、観光メニューの開発や情報の発信を行うことは、市民自らが地域の良さを再認識するとともに、喜多方流の着地型観光の推進を図る上で、本事業の必要性は理解できる。						
	②事業の妥当性 事務事業の目的、対象、手段等が妥当かどうか。	●現時点においては、当該事業の将来像を見据えた明確な指標が設定されていないことから、事業を展開する地元の人たちにとっては、具体的な成果を実感することができず、事業の継続に際し疲弊感をもたらす状況に陥りかねない事が危惧される。 ●行政主導になってきていると感じているということは、現在の現状から発展性あるいは事業の方向性が見いだせなくなっている状況であると判断される。						
	③事業の有効性 事務事業の成果などから、住民福祉の向上などに効果的か。	●事業の成果を実感するためには、事業の将来像と目的と対象を明確にし、それに伴う成果指標の設定が必要である。 ●明確に設定された成果指標について検証することは、目標に対する現状の分析なされ、今後の新たな観光メニューの開発や情報の発信などに非常に有効であり、本事業への価値が一層付加され効果的な事業展開が期待できる。						
	④総合評価 ①～③を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント。	●この事業（イベント）の効果及び価値を高めるためには、将来を踏まえてターゲットを明確にしながら、それに応じた成果指標を定めた上でPDCAサイクルを回すことが必要であることを踏まえ、継続と認める。						
施策の方向性		拡充	継続	縮小	改善	統合	廃止	休止

外部評価調書 (No. 5)

実施施策名		国指定重要文化財長床について学術的価値付けや評価、認知のための情報発信と市民への周知活動の実施						
実施内容名		【No. 373】 ・「喜多方市の歴史再発見事業」文化財シンポジウムの開催						
担当部課名		教育部 文化課						
評 価 の 視 点	①事業の必要性 社会環境や、市民ニーズなどに対応しているかどうか。	●学術的価値づけや評価により市の文化財の価値を高めるといことと市民等に周知して市の活性化につなげるという意味では、本事業の必要性は認められる。						
	②事業の妥当性 事務事業の目的、対象、手段等が妥当かどうか。	●現在の実施方法である“調査とシンポジウム”は、あまりにも学術的な部分に特化しすぎており、本来の事業成果が得られていない状況であると判断できることから、今後については、専門家の学術的な部分と市がやるべきことのすみ分けを明確にするとともに、学術的調査結果の報告や市民への周知について、もっと広くわかり易い公表の仕方や情報発信など、より効果的な方法を見出すよう事業手段において改善の余地が考えられる。						
	③事業の有効性 事務事業の成果などから、住民福祉の向上などに効果的か。							
	④総合評価 ①～③を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント。	●現在のやり方では、学術的な調査と報告だけに留まってしまい、本来市が行うべき内容である、市民への周知と地域の活性化につなげるような学術的成果の公表の仕方及び発信の方法などについて、より効果的な方法を見出すよう工夫を要する。 以上の事を前提に“改善”と認める。						
施策の方向性		拡充	継続	縮小	改善	統合	廃止	休止

外部評価調書（No.6）

実施施策名		行政区において実施する集会施設の新築工事等の経費の一部を補助し、地域住民の福祉の向上を図る					
実施内容名		【No. 327、328】 ・塩川町上江行政区集会施設整備 ・芦平行政区集会施設整備					
担当部課名		総務部 総務課					
評価 の 視 点	①事業の必要性	●本事業は、地域コミュニティの中心となる集会施設の整備に対する助成であり、その集会施設を整備することにより、良好な住民関係の構築及び地域住民の福祉向上が図られるという事を鑑みると、本事業の必要性は認められる。					
	社会環境や、市民ニーズなどに対応しているかどうか。						
	②事業の妥当性	●行政区において実施する集会施設の新築・修繕等の整備に対し補助することで地域住民の福祉向上を図るという本事業の目的は妥当であると認められる。 ●制度改正により申請件数が増えている状況であるが、今後、新たな補助要件の緩和により、申請件数が更に増加することが予想され、その中で効果的な整備を実施するためには、利用状況等を踏まえた審査を行い、優先順位を付けた事業選定が必要になると見込まれる。					
	事務事業の目的、対象、手段等が妥当かどうか。						
③事業の有効性	●市は単に補助をするだけでなく、補助後、当該行政区がその集会施設をどのように活用し、コミュニティにどのような変化があったかなどの利用状況を把握することが重要である。 この利用状況の把握は、行政区にとっての自的チェックになると同時に地域ごとの活動状況や課題等の情報を市が把握するための有効な方法にもなることから、今後については、補助制度の中で併せて実施するなどの工夫をすべきであり、結果として補助本来の意義や効果の増嵩が期待できることとなる。						
事務事業の成果などから、住民福祉の向上などに効果的か。							
④総合評価	●本事業の必要性・妥当性は上記内容のとおり認められるが、事業の有効性については、補助後、真にその地域のコミュニティのために活用されているかどうか重要であり、それらを把握するための利用状況等の自的チェックや補助金の使い方のチェックなど、今後については当該補助制度の内容について更なる工夫を行うことが必要である。以上の事を踏まえて“継続”と認める。						
①～③を踏まえて、施策の方向性を選択。コメント。							
施策の方向性	拡充	継続	縮小	改善	統合	廃止	休止